

平成25年8月吉日

大阪弁護士会  
会長 福原哲晃  
大阪大学知的財産法研究会  
代表 茶園成樹、南川博茂

## 「シンポジウム：標準技術と特許権」のご案内

拝啓 盛夏の候、皆様には益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、大阪大学知的財産法研究会は本年をもって設立10年を迎えますが、それを記念し大阪弁護士会（所管・知的財産委員会）、日本知的財産協会、大阪大学知的財産センターとの共催により、下記シンポジウムを開催します。

情報通信分野等において技術の標準化が進んでいますが、近時、標準技術に必須な特許権の行使が企業活動に悪影響を及ぼすおそれがあることが問題となっています。この問題に関連して、東京地裁の平成25年2月28日判決は特許権に基づく損害賠償請求権の行使が権利濫用に当たるとの判断を示し、大いに注目されています。

そこで、本シンポジウムは、「標準技術と特許権」をテーマとし、第1部では茶園教授による基調報告をいただき、第2部では同教授と弁護士が意見交換をおこないます。今後、特許実務に大きな影響を及ぼすテーマを理論と実務の双方から検討を尽くします。ご参加の方は、9月6日までに弁護士・藤木久（FAX06-6263-7708）へお申し込み下さい。

日時	平成25年9月17日（火）午後3時から5時30分頃
場所	大阪弁護士会館10階1001・1002号会議室
費用	無料
進行	第1部 基調報告「標準技術と特許権」 茶園成樹 大阪大学大学院高等司法研究科 第2部 パネルディスカッション 茶園成樹、弁護士：岩井泉、平野和宏、岩谷敏昭、 室谷和彦、重富貴光、面谷和範 コーディネータ：外山弘、市場健吾

◎9月17日（火）午後3時から「標準技術と特許権」

回答期限：9月6日（金） 回答先：弁護士・藤木久宛（FAX06-6263-7708）

参加します

貴名： \_\_\_\_\_ ご所属 \_\_\_\_\_

電話： \_\_\_\_\_ FAX： \_\_\_\_\_

※弁護士の方：登録番号 \_\_\_\_\_